

明治二十年前後における筑豊石炭鉱業：撰定坑区をめぐる

今野，孝
九州大学石炭研究資料センター

<https://doi.org/10.15017/13709>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 12, pp.9-28, 1983-06-30. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

明治二十年前後における筑豊石炭鉱業

—— 撰定坑区をめぐる ——

今野 孝

目次

- 一、はじめに
- 二、明治二十年頃までの鉱業行政と石炭坑区撰定の背景
 - 1 初期の明治政府の鉱業行政
 - 2 明治初期における筑豊炭田の調査
 - 3 全国民行鉱山借区調査と鉱業行政の整備
- 三、筑豊における石炭坑区撰定と鉱業組合の対応
 - 1 明治初期における福岡県の鉱業行政
 - 2 筑豊石炭鉱業の改良と筑豊石炭鉱業組合の成立
 - 3 石炭坑区撰定と鉱業組合の対応
- 四、むすびにかえて

一、はじめに

石炭産業の存立の基底となるものは、いうまでもなくその労働対象である炭層の存在である。だから石炭鉱業者にとっては優れた炭層を合った鉱区を獲得することが決定的な意味をもつことになる。

わが国の石炭産業における本格的な資本主義的生産の確立は明治二十年代になってからであるといわねばならない。それを可能にしたもののひとつは、三池や幌内の官営炭鉱の払下げによる民業への移行¹⁾超優良鉱区（近代的生産設備も含めて）の獲得であった。一方筑豊地域における明治十年代までの状況は、旧藩政時代の規制撤廃により、小坑の族生と乱掘の様相を示していた。この状況から抜け出して旧弊を断ち近代的な炭鉱へ移行するためには、政府による石炭坑区の撰定をまたねばならなかった。この明治二十一年末から筑豊炭田に撰定された大鉱区は「石炭産業における原始的蓄積の実現の重要な一要因⁽¹⁾」であり、筑豊地域をわが国最大の産炭地域へと発展させる画期的な意義をもつものであったことに異論はない。ただ、これまでこの筑豊における石炭坑区の撰定については、その背景や経緯についてはほとんどといってよいほどあきらかにされていない。筆者は本格的な資本主義的生産の確立へとまさに離陸せんとする明治二十年前後の筑豊石炭鉱業と、これをめぐる状況をあきらかにすることを当面の目標とするが、本稿は明治二十一年から同二十二年（一八八八一—一八八九）に実施された筑豊における石炭坑区撰定の背景とその経緯を一応とらえて

おこうとするものである。その中で本稿はまずこの筑豊における坑区撰定が、政府の鉱業行政の側面からみれば、すでに当時の鉱業の状況に対応できなくなっていた日本坑法の下で、鉱業条例へと移行する過程でのひとつの有効な対応策のひとつであったことを指摘する。つきにこの筑豊における坑区撰定の動きが、よしんばそれと一致したものであったとしても「絶対主義政府の石炭政策」⁽²⁾としてはじまったものではなく、地元福岡県の勸業政策と鉱業政策の中からでてきたものであること、しかもその原因は筑豊において政府の官業政策を導入して石炭鉱業の改良をはかろうとした福岡県の計画が、皮肉にも政府の財政政策の転換によって挫折したことにあることを指摘する。さらに筑豊の坑区撰定は福岡県の勸業政策・鉱業政策をリードし具現してきた石野寛平の尽力によってその胎動をはじめたが、ひとたびこれが政府の鉱業政策に組みこまれると、すぐに石野のもとから離れ、県段階の利害等を超越して走り出してしまったことを指摘するものである。

ただし、本稿では個々の撰定坑区についての実証的な考察にまではいたっていない。さらにこの撰定坑区が実施されたことによる影響、たとえば生産機構、労働組織あるいは生産量等多くの課題を残している。これらについては次稿に期す所存である。

注(1) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』二二六頁。
(2) 同前、二二二頁。

二、明治二十年頃までの鉱業行政と石炭坑区撰定の背景

1 初期の明治政府の鉱業行政

明治政府は維新当初の鉱業政策を、銅や金・銀の貨幣材料の確保に主眼をおいて、主要鉱山の官営と洋式技術の導入に努め、同時に鉱業

行政機構と関係諸法制の整備をはかっていった。石炭鉱業に対してはかならずしも強い関心をもってはいなかったが、明治五年（一八七二）の「鉱山心得」および翌六年の「日本坑法」の発布を通して「王有権と本国人主義」⁽¹⁾をあきらかにするなかで、政府は石炭をはじめ「無鉱質」に対してもその領有権を明言し、それまでの金属鉱業偏重に変化をみせている。旧稼人の紛争を契機としたものではあったが、高島や三池の両優良炭鉱の官収もその例といえよう⁽²⁾。

もっとも政府は当初から金属鉱山以外の鉱業の実状についても把握に努力しているが、初期の行政事務機構や法制の不備や不十分な状況のなかで、満足できる成果をあげることができなかった。たとえば、明治三年（一八七〇）閏十月に「各地方庁管下石炭産出ノ地名并一箇地出産ノ総数ニ炭塊ヲ添付シテ本省ニ呈出スヘク、及ヒ鉛硫酸石等ヲ産出スルノ地名等モ亦調査呈出スヘキヲ各府藩県ニ令」⁽³⁾しているが翌四年五月になってもその提出を再度督促するほどに「府藩県の中には報告をしないものが多く」⁽⁴⁾あったといわれている。

ともあれ政府はこの時、いわゆる「鉱山開放」によって認められた民間の鉱山開採⁽⁵⁾に対して、殊にこれまでほとんど規制されずに放任されていた金属以外の鉱山に対し、実態を調査した上で何らかの規制を行うための資料を収集する目的でこの報告を求めたとされている⁽⁶⁾。しかし政府がいわゆる「民坑」の実態を十分に掌握するにはまだ時間を要した。たとえば日本坑法の施行から約十年を経た明治十六年（一八八三）七月の段階でも、次に記されたような状況をみる事ができた。

「此ヨリ先^{五月二十日}全国石炭山ノ個数及ヒソノ堀採ニ着手セルトセサルトノ區別並ニ官私坑出炭額ヲ明示セン^ト海軍省ヨリ来請ス。此日

（七月三日）引用者注）三池・油戸二山ノ昨年十二月卅一日現状

ヲ表記シテ之ヲ該省ニ送付シ、ソノ民坑ニ係ル者ハ遽カニ調査スル
「能ハサルヲ附申ス」(『工部省沿革報告』一七五頁)

このように民間の鉱業に対する掌握が必ずしも充分に行なわれてい
なかつたという状況のなかで、出願許可をはじめとする行政事務処理
上の問題もかかえていた。

たとえば明治二十四年(一八九一)五月に鉱山局に入り、後に司法
大臣になった原嘉道はその懐旧談で次のように述べている。

「日本坑法には、出願を許否する標準が定めてなかつたので、それが
為に大分情実が行はれたと云ふ非難が多かつた。そこで和田維四郎
さんが鉱山局長になられて以後……(略)……許否の標準を、出願
の準備を為した前後によつて定める事としたが、之を定めるのは当
時余程大問題であつた。……(略)……準備日時の先後を如何にし
て見分けるかといふ複雑な問題が屢々起つて来て、其真相を得るこ
とは仲々困難であつた。それで私が鉱山局に入った後も、其当時の
出願書類が残つて居つて、其書類の処理には随分苦心したものであ
つた。」(『鉱業条例施行前後の回顧』「石炭時報」第三巻一号、
昭和三年一月)

出願に対する許可基準の規定がないため情実の入る余地を残してい
た。明治二十三年七月、とりあえず日本坑法の改正を行ない、借区手
続および許否の基準を明示し先願主義を採用したが、実際の運用にあ
たつて困難な点も多く、事務の滞留をみせている。このような諸相の
原因は鉱業行政機構と日本坑法の不備に求めることができよう。これ
らを改善するためには、ひとまず明治二十五年(一八九二)六月の鉱
業条例の施行(公布は明治二十三年九月)をまたなければならなかつ
た。鉱業条例の制定についてその「理由書」は、「現行日本坑法ハ明
治六年七月ノ発令ニ係レリ……(略)……此ノ間之ヲ実地ニ試ミ其ノ
結果ヲ見ルニ、鉱業ノ発達スルニ随テ坑法中規定スル所ノ条項簡ニ失

シ欠点少ナカラスシテ到底此ノ坑法ニ依テ以テ鉱業ヲ保護シ公益ヲ維
持スルノ目的ヲ完フスルニ足ラサルヲ知レリ」(『商工政策史』第二
十二巻、一四二頁所引)と述べている。

筑豊における石炭坑区の撰定は、日本坑法の不備が認識され、鉱業
の発達とその保護に対応できなくなり、そのための新しい法則の確立
を必要としてきた時期に実施されたものであつて、行政にとつては鉱
業条例に移行する前のひとつの有効な対応策であつたと考えられる。

2 明治初期における筑豊炭田の調査

明治政府は、前述のように必ずしも十分な成果はあげることができ
なかつたが、比較的早い時期から実地踏査をふくめた各地の鉱山の調
査に着手している⁽⁷⁾。筑豊炭田における最初の調査について松本健次
郎は「筑豊炭田を技術的に纏つた調査をしたのは明治十五年の春から
である。それまでは統一された調査はなかつた」⁽⁸⁾と述べている。

『工部省沿革報告』によれば、これより先明治十三年(一八八〇)の
十一月「工部大輔吉井友実九州地方ヲ巡回シテ豊前筑前二国ノ炭田ヲ
点検シ採炭起業ノ計画書ヲ編シ而シテソノ業ノ大ナル人民ノ能ク企及
スル所ニ非ス宜シク之ヲ官行スヘキヲ本省ヨリ太政官ニ建議」してい
る。この建議は「官設ノ諸工業ハ漸次民業ニ移スヘキヲ太政官ヨリ各
省庁ニ令」され、健全財政政策による紙幣整理の断行、そのための増
税と財政の緊縮に着手した時にあたり⁽⁹⁾「当分詮議ニ及ヒ難キヲ令」
(以上同書一七〇頁)されて終つたが、起業計画書をまとめた本格的
な調査が行なわれていたことがわかる。ともあれ明治十五年の調査に
あたつた伊藤彌次郎はこの調査について次のように述べている。

「明治十五年に伊藤博文公が九州に赴いたことがある、其時私も一緒
に來いとこの事であつたから随行したが、時の福岡県令は伊藤公に是
非炭坑を見て貰ふやうに奔走した、併し伊藤公は『憲法を起草する

為めに近く洋行せねばならぬ、其準備の爲め至急下関に引返すから炭坑の方は芳川頼正と一緒に下関に行つて能く見て来て呉れ」と言ひ残して其儘炭坑を見ずに下関に行つてしまはれたが当時の筑豊はまだ微々たるもので新入の如きは唯「カズサ」掘した跡の穴位のものであつた、他は皆狸掘で風呂屋焚位のものであつた。其時県の役人の話に「長崎生れの杉山徳三郎といふ人が、目尾炭坑に逸早く機械を入れて経営してゐる」といふことを聞いた……(略)……此時の復命として伊藤公に之を此儘にして置いたなら鉱区も荒されてしまふし、小鉱区の経営では到底我邦の石炭鉱業は大なる発展を期することが出来ぬと上申し、忽ち島田純一、山際永吾君等が北海道に居るのを工部省に引入れ、協議の結果直に実地踏査せしめ、明治十七年に鉱区図を造り、今後石炭鉱区は六十万坪以下では許可せず、それ以上纏つたものとしたが、此調査から決定迄にしても当時のことであるから完全な図面すら無く、最も基礎となるべき図面の作成には島田純一君等が非常に骨を折つて呉れた。若しライマン氏の弟子である同氏等が居なかつたなら、調査もあれだけ出来たかどうか判らぬ、それを思ふと島田君等に感謝すると同時に我国鉱業開発の率先者たるライマン氏の努力にも感謝せねばなるまい。」(「鉱山局の思ひ出」『石炭時報』第二巻四号、昭和二年四月、五四〜五五頁)

この懐旧該にはいくつかの重要な点が示唆されている。まず第一にこの時の伊藤彌次郎の復命が明治十五年(一八八二)八月に太政官布告第三八号で日本坑法第三章第九初項への追加として出された但書の「石炭坑ノ借区ハ老万坪以上ニ限ルベシ」という石炭坑区に対する最小面積の制限を設けるひとつの契機となつたと思われること⁽¹⁰⁾、次にこの調査が明治十七年からの本格的な全国民行鉱山借区調査の実施へ発展する素地になつたことがうかがえることである。

あわせて注目されるのは、十七年からの民鉱調査実施以前には完全

な図面がない状況であつて、この調査もライマン⁽¹¹⁾の弟子達の存在によつてはじめて可能であつたことである。換言すればそれまでの鉱業行政の実態が、機構や制度的側面だけでなく人的にも不十分なものであつて、眼前に展開している鉱業の実態に充分対応できるものではなかつたことを物語つてゐるといえよう⁽¹²⁾。

さらに後述する福岡県の鉱業行政との関連からいえば、十五年の伊藤彌次郎の筑豊炭田調査の発端となつた県令の伊藤博文に対する炭坑視察の要請は、県の筑豊石炭鉱業に対する積極的な姿勢の一端をうかがわせるものとみることが出来る⁽¹³⁾。

3 全国民行鉱山借区調査と鉱業行政の整備

政府は明治十七年(一八八四)から「鉱区ヲ実測シ鉱床ノ実況ニ随ヒテ其区画ヲ是正シ或ハ之ヲ合併シ或ハ之ヲ分割シ且坑法違背ノ有無等ヲ調査」⁽¹⁴⁾することを目的として全国民行鉱山借区調査に着手した。明治十五年に筑豊の炭坑を調査した伊藤彌次郎は当時工部権小技長本局勤務であつたが、同年九月工部小技長、十七年八月総務局鉱山課長心得、十八年四月には大技長鉱山課長となつた。彼が中心となつてこの調査をすすめたと思われる。

「○借区調査 工部省鉱山課ニ於テハ近来殊ニ民行鉱山ノ保護及監督ニ注目セラレ、昨十七年ヨリ先第一着ニ鉱山借区実地ノ調査、就中其最稠密錯雑セル九州石炭地方ヨリ着手セラレ、乃チ福岡・長崎ノ二県ヘハ栗本准奏任御用樹及山際技手、熊本・福岡ノ二県ヘハ賀田・高柳・内田ノ三技手ヲ派遣セラレシガ、何レモ其調査ヲ了リ本年一月帰京セラレタリ……(略)……」

(『日本鉱業会誌』第一号、明治十八年三月、八四〜八五頁)
この調査は四年間にわたつて全国的規模で行なわれた。その主たる対象地域のひとつが福岡県を中心とした九州の石炭産出地域であつた。

鉦種でみても「本邦鉦産中石炭・銅・銀ノ三鉦ハ最も重要品種ナルヲ以テ特ニ其鉦業ヲ調査点検スル為メ石炭ハ九州ニ銅・銀ハ下野国及飛騨国」⁽¹⁵⁾を中心として調査は進められたが、その最初の調査は「十七年初福岡ニ就テ始メテ之ヲ施行」⁽¹⁶⁾している。

初年度の十七年については今その調査地の数はあきらかではない。しかし翌十八年に調製された前年分の実測図と報文について「其範圍ノ広キ、⁽¹⁷⁾坑区ノ多キ、且鉦業人ヨリ出ス所ノ借区更正図ノ延滞セシヲ以テ来々其結果ニ至ラス」⁽¹⁷⁾と述べているが、この製図が実に一七三〇坑区にのぼっていることから、初年度の調査坑区の実数はこれを上まわるものとなる⁽¹⁸⁾。

ここでこの一七三〇坑区をみれば、そのうち一六七坑区、実に九六・六%が石炭坑区であった。県別の内訳は福岡県が六七九坑区中石炭坑区六五七坑区(九六・八%)、長崎県は五六七坑区中五六四坑区(九九・五%)、佐賀県は四八四坑区中四五〇坑区(九三・〇%)であった。この石炭坑のしめる割合の高さは、民行鉦山借区調査が石炭鉦業にとって大きな意義をもつものであったことを示唆している。

明治十八年(一八八五)十二月の工部省廃止にともない、鉦山課の業務は農商務省に移管されたが、全国民行鉦山借区調査も継続して行なわれた。十八年には九州の残る三県と中国・近畿地方を調査しているが、この年の調査地は合計二〇六カ所(従来からの借区地に対する調査数。試掘ならびに新期出願の借区は除く。以下同)にすぎない。十九年は中部地方以北に調査地を拡張三四八カ所、二十年には青森・岩手・秋田・新潟の四県一八二カ所を調査して「一旦此事業ヲ完結スルヲ得」⁽¹⁹⁾た。

調査の進展にもなつて、借区数・試掘数あるいは借区税等にその影響があらわれるようになってきた。それぞれについてみれば次のとおりである。

借 区

「借区ノ数ハ著ルキ増減ナシト雖モ、其坪数ニ至リテハ近年頻リニ増加シ、十八年ハ十七年ニ比シテ凡五百七拾五万坪ヲ増加セリ」⁽²⁰⁾

「明治十五、六年ノ際ニ於テハ一券ニ対スル坪数凡ソ三千坪内外ナリシカ、二十年ニ於テハ八千坪以上ニ達セリ。是従前一鉦山ヲ数券二分チシモノ漸次合併セシメタルト人民ニ於テモ、坑区大ナラサレハ到底十分ノ事業ヲ営ミ難キヲ察知シ増区ヲ為セシモノ多キニ由レリトス。此一事ニ依ルモ坑業ノ漸ク進歩シタルヲ証スルニ足レリ」⁽²¹⁾

試 掘

「試掘借区ノ興廢ヲ対照セハ、其廢業ハ殆ント新規許可ノ数ニ倍スルノ多キニ至レリ。是畢竟一昨年来試掘借区実地調査ノ成績ト事務整理ノ結果トニシテ、将来坑業人ノ其業ヲ怠リ又ハ無実ノ鉦山ヲ奇貨トシテ奸詐ノ術ヲ施ス等ノ弊害ハ漸ク其跡ヲ絶チ、自然実業振起ノ端緒ニ就ケリト謂ヘシ」⁽²²⁾

「試掘ハ十九年ニ於テ著ルク減少セリ。蓋従前ハ保護ノ主意ニ拠リ取扱上頗ル仮借スル所アリシモ、之カ為メ却リテ弊害ヲ生ス。依リテ近来其調査ヲ嚴ニシ、苟モ坑法違反ノ廉アルモノハ直ニ之ヲ引上ケ、又新ニ出願スルモノト雖モ、充分ノ見込ナキニ於テハ論シテ中止セシメタル等ニ由ル」⁽²³⁾

借 区 税

「十六、十七両年度ニ於テ漸次減少シタルハ此際坑法違反ノモノヲ調査シ之ヲ禁止シタルト、廢業者ノ多数ナリシニ由リ、十八年度以降更ニ増加シタルハ十七年以來実地ヲ調査シ坪数ヲ更正シタルト、一般ニ鉦業ノ振起シタルトニ由ル」⁽²⁴⁾

資料の「試掘」の項にもみられるが、この調査と平行して事務の整理もすすめられた。たとえば十八年五月には工部省第拾八号で、従来増借区に際して下付していた増借区分の証券の下付をやめ、原借区の

証券に書き加えることとし、同時に増借区分の期限も原借区の期限と同一にすることにした。また十二月には試掘や借区の相続に対しても新証券の下付をやめ、券面の訂正と裏書によって下付することにした(工部省告示三拾八号)。そのほか証券に関しては、従来一借区中の官民地別に下付されていたものを一枚にするなど、「凡テ一借区場(即チ一坑業ヲ為ス借区)ニツキ一葉ノ制ニ定メ」ている。ことにこの改正を伝えた『日本鉱業会誌』は、鉱業者の立場として「斯ク証券ノ合併相成ル上ハ、同稼人ノ借区ニ係ルモノヲ合一スルヲハ勿論、甲乙稼人ト雖モ協同坑業ヲナスノ場合ニ於テハ其借区合併スルヲ得ルモノト思考セラル。此等ノ改正ハ我々鉱業社会ノ者ノ為メ真ニ悦フヘキノヲタリ。想フニ此改正ヲ実行セラル、上ハ、彼ノ鉱業明細表モ一証券ニテ一葉ノ表トナリ、官民共ニ都合ヨキナレハ、一借区ニ数葉ノ証券又ハ数借区ニ一葉ノ証券ヲ有スル借区人諸氏ハ自ら進テ改正ヲ望マル、ナナルベシ」と述べて歓迎している。

全国民行鉱山借区調査の進展と鉱業行政事務の合理化によって、券面上の借区統合と増借区がすすみ、絶対的な借区面積の増加と一券面あたりの借区面積の増加が同時にみられた。試掘についてみれば十九年までは減少する傾向をみせて、従来のいわゆる山師的な弊害を除くことができたと言われている。ことに石炭坑の試掘は、二十年に入り鉱業全体としては試掘の増加がみられるなかで、なおも「減少ノ最甚シキハ石炭ナリ」という状況であり、「調査ヲ厳ニ」した成果が顕著にあらわれているといえよう。借区税は、借区調査によって廃止される借区がでるなど減少の傾向をみせているが、借区面積の正確な把握により、従来より合理的で正確な課税・徴税の基盤をつくることのできた。ちなみに十八年以降は逐年増加している。

政府はこの全国民行鉱山借区調査の過程で「坑区ヲ実地ニ調査シ、其改正ヲ為スニ方リテハ、之ヲ統理スル所ノ坑法完全ナラサルヘカラ

サル」として明治十八年九月、鉱山課長の伊藤彌次郎、同課工部二等技手島田純一、同御用掛田代苗臣・杉村次郎、それに調査御用掛の草間時福を坑法改正案取調委員に任命して鉱業法制の整備に着手した。

この頃までに、すでに政府および民間の鉱業界ともに鉱業行政機構ならびに法制の整備が急務であり、かつ鉱業の発展には鉱業規模の拡大が必要であることを認識していたと思われる。これが具体的にあらわれたのは、筑豊の石炭坑と同様に小借区が族生していた新潟県中蒲原郡における石油坑区の撰定であった。

石油坑区撰定

新潟県中蒲原郡ノ石油地タル従前許多ノ小借区ニ分裂シ事業上弊害尠ナカラサルヲ以テ適実ノ坑区ヲ撰定セントタメ十九年十一月及二十年五月ノ兩度ニ於テ技手ヲ派遣シ油層ノ実況ト山谷ノ形勢トニ由リ新ニ撰定シタル坑区ハ左表ノ如シ

石油地撰定坑区表		区内旧坑区	同上坪数	撰定年
撰定坑区名	坪数			
金津第一坑区	七五、九六二	三〇	二、九九四	十九年
金津第二坑区	四〇、五九七			同
塩谷第一坑区	九五、六〇九	三四	四、三九八	同
割町第一坑区	六六、〇二八	四	四五九	同
朝日第一坑区	八三、七九二	一六	一、三〇九	同
朝日第二坑区	五五、六二九			同
朝日第三坑区	五三、〇五七	………	………	二十年
小口第一坑区	四二、四九四	一	三一四	同
小口第二坑区	四〇、三〇七	五	一、二七八	同
小口第三坑区	五五、四七五	九〇	一〇、七五二	同
合計				

(『農商務省第七回報告』明治二十年)

いまこの時の石油坑区の撰定経緯の詳細はあきらかではないが、この右表からあきらかなように、借区数の変化をみれば撰定前に九〇借区あったものが十分の一の九借区に統合され、一借区あたりの面積についてみれば一二〇坪弱から一挙に五〇〇倍以上の六万坪強になっている。この新潟における石油坑区の撰定は、二十一年から実施された筑豊の石炭坑区の撰定に比較すればその規模は小さいものではあったが、筑豊に先だって行なわれただけでなく、これまでの鉱業行政のあり方から一歩踏み込んだ姿勢——すなわち行政の力によって大鉱区を設定して鉱業規模を拡大させるということは、従来どちらかといえば民間の鉱業に発展に従って、それを阻害する要因を取り除くといった対応から、むしろその発展の基盤を積極的に整備していこうとする姿勢をみせているものとして注目される。もちろん「許多ノ小借区二分裂シ事業上弊害尠ナカラサル」状況は筑豊炭田が当時おかれていた状況とも一致するものであった。

注(1)石村善助『鉱業権の研究』七四頁。

(2)「政府は金属鉱山を主眼において、鉱山王有制の体制を確立し——主要金属鉱山を官営し——たのであるが、石炭鉱業については、少なくとも官営の積極的意図は有せず、三池、高島の両炭坑もいづれかといえば非本質な契機によって官収された……(略)……とはいえ、これら当時における代表的炭坑が官収されるに至った背後には、鉱山王有制一般に通ずる論理が貫徹していたことも注目しておかねばならない」(隅谷、前掲書、一一七頁)。

(3)『工部省沿革報告』一一六頁。

(4)『商工政策史』第二二卷、鉱業(上)、一五頁。また同書によれば初期の鉱業政策の実効について「政府は金銀銅の確保に努力を続けたが、いかながら政府の権力はまだ十分強大でなく、府藩県を思うままに掌握できなかったので十分な効果をあげることができなかった」と述べている。なお日本坑法施行前からの鉱業人

に対しても明治六年九月「廿二日人民ノ鉱業ハ曾テ民部・大蔵・工部三省ノ允許ヲ経シモノモ亦日本坑法ニ照準シ本年十二月ヲ期シテ借区開坑ヲ申請スヘク、期ヲ過クレハ廢坑ト看做スヘキヲ府県ニ令ス。現ニ請負試掘等申請中ニ係ルモノハ願書」こととした。しかしこれも期限を十二月二十五日とした後、翌七年七月三十一日に延期している。

(5)明治二年二月二十日、行政官布告第一七七号。

(6)前掲『商工政策史』二〇〇二頁参照。

(7)『工部省沿革報告』によって明治初期の石炭鉱山に関する調査をみれば、明治二年三月大津県下の煤炭山を検視することを建議した。明治三年閏十月には前述の報告を各府藩県に求め、四年二月には工部権少丞大島高任を八戸管下久慈郷石炭山の巡検に「石炭ヲ試験セント欲スルヲ以テ」あたらせている。さらに四月には佐賀藩に命じて高島炭坑の「標塊」を送らせると共に「価値及運賃等」を諮問している。五年には「鉱山心得」に関連して、またあわせて「澳国維也納(オーストリア・ウィーン)博覧会」に送るため石炭をはじめ坑物を呈出させている。鉱山師長ゴットフレイが高島等を巡検したのもこの年であった。

(8)『松本健次郎懐旧談』三五頁。なお同書のこの記述は伊藤彌次郎の懐旧談によったものと思われる。同様に『撫松余韻』の中にも「明治十五年 春、鉱山局技師出張し来り、主として田川嘉麻穂波三郡の炭田を調査す。蓋し此地方の地質炭層に関する技師の調査は之を以て最初とす」(五五三頁)と記されている。また『工部省沿革報告』には「明治十五年一月六日工部少輔芳川顕正三池炭山及ヒ沿道各分局ヲ巡視シ、権少技師伊藤彌二郎之ニ随行ス」(一一七二頁)と記されている。

(9)明治十三年十一月五日に出された「工場払下ヶ概則」について、「財政ヲ改革スルヲ以テ勉メテ行政事務ノ繁ヲ省キ簡ニ就キ能クソノ緩急ヲ計テ新事業ヲ興起セス既成若クハ半途ノ工事ノ如キハ

此際一層省略シ各庁経費ヲ減スルノ計画ヲ為スヘキヲ太政官ヨリ令セラル」(『工部省沿革報告』六四頁)とある。なおこの時の調査は後述の新入村での官営計画と関連したものと思われる。

⑩引用資料中の「六十万坪以下では許可せず」としているのは誤りで、二十三年農商務省令一三号によって、すべての鉱区の最大面積を六〇万坪に制限したことと錯誤したものと思われる。

⑪ライマンについては、今津健治「B・S・ライマンの弟子たち」および同氏解題による山内徳三郎著『ベンジャミン・スマイス・ライマン氏小伝』(いづれも『エネルギー史研究』No.10所収)、および『石炭時報』に掲載された島田純一、西山正吾、安達仁造らの懐旧談がある。

⑫技術的な面も含めて、行政の不備は工部省のみに限ったものではなかった。たとえば製図に関して『工部省沿革報告』は、明治十五年七月「八日従来測図ヲ調製スルニ一定ノ法則ナク計画者ノ意匠ニ放任シ各図区タニシテ或ハ実況ヲ誤認スルノ虞アルヲ免カレヌ故ニ製図ニ関係アルノ各省ヨリ各一ニノ委員ヲ派シ協議一定セシム」(『工部省沿革報告』七五頁)という当時の状況を記している。

⑬本稿三の1参照

⑭⑯「農商務省第六回報告」。

⑰⑱「農商務省第五回報告」。

⑲⑳「農商務省第七回報告」。

㉑なお、実際にはこの数字はあまりにも過大であり、さきの十五年からの調査分をひきついでいるものと思われる。また、初年度の調査によって作成されたと思われる栗本廉・山際永吾による「長崎県下松島煤田」と題された報告文が『日本鉱業誌』第五号に掲載されている。

㉒工部省第拾八号(明治十八年五月十五日)。

㉓『日本鉱業誌』第五号、明治十八年七月、三三二〜三三三頁。

㉔同前、第七号、明治十八年九月、四九五頁および同第九号、明治

十八年十一月、六一九頁による。

三、筑豊における石炭坑区擇定と鉱業組合の対応

1 明治初期における福岡県の鉱業行政

筑豊地域は明治二十年代以降、我が国における石炭鉱業の中心地としての地歩を確固たるものとしたが、この過程で福岡県当局が果たした役割は少なくなかった。福岡県は筑豊石炭鉱業の発展に積極的に対応してその育成に力を入れた。福岡県の鉱業行政は他地域はもちろん国に比してもむしろ先進性をもったものであった(1)。これは筑豊が藩政期から石炭採掘と深いかかわりをもってきた地域であり、旧福岡藩の焚石仕組による石炭に対する流通面からの統制・支配、あるいは当時すでにあらわれていた鉱害を通して生ずる農業と鉱業の対抗等々、福岡県は石炭産業に関わる多くの面にわたって、すでに先駆的な体験を有していたことと無関係ではないと思われる。しかしそれだけにまたこの体験が逆に作用し、筑豊における石炭鉱業の近代的な発展を順調にもたらずものとなり得なかった面もあった。

明治政府による「鉱山開放」、廃藩置県による旧藩の焚石仕組の解消は「多年極端の圧制を受けしもの忽ちにして極端の自由を得、堤防俄然欠壊」(2)するような乱掘乱売の状況をもたらしたが、この事態に直面した鉱業者の対応がその好例であろう。すなわち彼らは「明治七年相共に県庁に出頭し前制度の再施行を求め」た。しかし「時勢一変彼の如き干渉を許さず、当路者詮議の末終に売買の取締を目的とし、鉱物税取纏めの名義を以て蘆屋・若松に出張所を置き、常に県官を派遣して採掘及売買を監督」(3)することとなったが、ここでは藩政時代

の旧制度への復帰を志向する姿勢をみせている。明治初期の筑豊における石炭鉱業の発展は跛行的なものであったといえよう。

このような当時の鉱業者の対応は、県の権威に依存して事態の打開をはかろうとするもので、鉱業者自身の脆弱な体質を露呈したものといわねばならない。たしかに筑豊における石炭借区は、十六年末ではその八割強が二〇〇坪以下の極小借区であり、これは十九年度末の段階でも依然として八割近い数字を示している⁽⁴⁾。このような状況のなかでは、行政に対して積極的に指導や介入を要請する鉱業者の姿勢もまた一面では福岡県の鉱業行政に一種の先進性と積極性をもたせる要因となったと考えられる。

明治二十五年（一八九二）四月に鉱山監督官制が施行されるまでは、国の鉱業行政は県を通して行なわれていたため、その手続上の判断に県独自の意向を反映させることができた。たとえば藤金作は「当時鉱業上の法規として福岡県には福岡坑法なるものがあつた。福岡坑法は日本坑法と大同小異の法規で、鉱区の出願は県と内務省に出さねばならなかつた、只出願書だけでは不備で、必ず人民承諾書の添付が必要であつた」⁽⁵⁾と述べている。この福岡坑法についてはあきらかではないが、県として出願手続に関して何らかの規定をもっていたと思われる。もっとも人民承諾については「明治九年工部省布達第十八号の『試掘并借区願書雛形』には『地元へ及示談候処差支無之候間御許可相成候様』と記され、図面には『地主連印』と記際されていたから、地主の承諾が必要な条件とされたのである」⁽⁶⁾から必ずしも福岡県独自のものではなかつた。しかし福岡県は借区出願に際して、出願者の資力を証明することを要求している⁽⁷⁾。

「一 鉱山ノ景況タル、其数無慮七百余。興廃常ナラズ。……（略）……而テ従来採掘ノ業ヲ企ツルモノ、其利害得失ヲ詳カニセズシテ、容易ニ其業ヲ起スヲ以、興廃常ナク、資産ヲ倒尽スルモノ比々之アリ。

故ニ本県ニ於テハ、夙ニ鉱物ノ実検及資力ノ足否ヲ予知スルノ急ナルヲ察シ、借区ヲ出願スルニ当リ、果シテ其借区中ノ鉱物ヲ採取シ得可キ資力アリヤ否ヤ、証明セン為メ、該事業ノ資ニ供ス可キ金額ヲ記載セシメ、戸長之ヲ保証スルノ規則ヲ設ケタルヨリ、当初ハ少シク其功ヲ見ルモノ、如シト雖モ、今日ニ於テハ有名無実ノ徒為ニシテ、自然ニ任ズルニ如カザルヲ察シ、本年ニ於テ之ヲ廢セリ。」
（『鉱山之事』『福岡県史資料』第一輯所収、「明治十五年未済事務引渡演説書」、七六四頁）

福岡県では明治十五年に廃止されたものの、それまでは出願者の資力を戸長に保証させていたことがわかる。ところが、工部省が出願者の身元や資力を取調べるよう達を出したのは、福岡県が「有名無実ノ徒為」として戸長の保証を廃止した翌々年になってからであった。

「工部省第五号達（明治十七年五月廿三日）」

諸鉱山試掘並借区開坑等今後出願ノ者ハ其身元篤ト取調ヘ無資力ノ分ハ勿論身元不慥ニシテ将来確実ノ坑業ヲ相営ヘキ見込無之分ハ以來許否何出ニ不及候条其庁限り願書却下可致此段相達候事」

一方で福岡県は筑豊石炭鉱業の振興にも意をそそいでいた。明治十一年、米国から帰国した団琢磨は福岡県令渡辺清に会った。「色々話して見ると、県令は福岡県で炭坑の県営をやりたいといふ希望を持つてござつた。何でも直方——今、三菱の鉱区となつて居る新入といふ所、あそこに目星を着けて、それを県営でやるつもりらしかつた」、そこで県令のすすめで団は三池炭鉱を見に行つたが、「福岡に帰ると渡辺県令が『折角研究して来いと言つてやつたのに、直ぐ帰つて来ては駄目ぢやないか』と言つて怒つた」（『思ひ出す事ども』『石炭時報』第一巻六号、大正十五年九月、四七～四八頁）と述懐している⁽⁸⁾。県は「筑豊両地中鞍手・遠賀・田川・嘉麻・穂波ノ諸郡ハ頗ル炭山ニ富ミ、且穿堀極テ易シ故ヲ以テ坑山家十分ノ資金ナクシテ容易ニ手

ヲ下スヲ得、忽焉其業ヲ創メ、忽焉又之レヲ廃ス、甲興リ乙仆レ、一ツトシテ其坑業ノ久シキニ堪ル」ものがないという認識にたち「速ニ礦山保護ノ道講究セスンハアルヘカラザル」という意向をもっていた（「福岡県勸業科第二回年報」明治十一年、一五六頁）。具体的には「区々姑息小業ノ弊ヲ矯正スル」ことにあり「此ノ小業ノ弊ヲ矯正セザレバ其坑数ハ年ヲ逐テ増加シ、坑業上揚水ノ法ヲ尽サズ炭脈ノ上層ヲ採掘シ年ナラズシテ区ヲ転」じるような状況が続けば「貴重ノ炭脈ヲ破潰シ永遠ニ之ヲ保有スル」ことができなくなるとしている。そのため県の施策のひとつが鞍手郡での炭坑官営計画であった(9)。

明治十一年（一八七八）七月、当時三池鉱山分局の御雇英国人ポッターを聘して県内を巡視させ、「ホッター氏ノト定スル処、鞍手郡下新入村ノ炭層ニ立錐シ已ニ一大官坑開設ノ儀屢々開申」していたが、「第三立錐ノ期十三年中々止ノ命有り」実現には至らなかった（「福岡県勸業年報」第四回、明治十四年）。福岡県としては、この時までには筑豊石炭鉱業の振興は官営による大規模な炭鉱の開発を中心にしていこうと考えていたようである。それは官営三池炭鉱の隆盛が背景にあったためでもあろう。しかし折から財政政策の転換は官業払下げの方針となりこの計画は挫折した。県は政府に対し「嘗テ数千円ヲ消費シタル立錐モ水泡ニ帰スルハ経済上其利ニアラザルヲ論シ屢々開申スル」（前同）ほどの計画に期するところは大きかった。しかし官営が不可能である以上筑豊石炭鉱業の発展をはかるためには新たな方策をもって望む必要があった。それは必然的に従来から多くの弊害を惹起しつつも筑豊の石炭鉱業を担ってきた民間の石炭鉱業にむけられなければならないかった。

2 筑豊石炭鉱業の改良と筑豊石炭鉱業組合の成立

新入での炭坑官営計画の挫折によって、福岡県は炭坑官営を軸とし

た筑豊石炭鉱業に対する改良、発展のための施策を民間の鉱業を軸としたものに転換せねばならなかった。

「（官営が一引用者）將ニ成ントスルニ際シ中止ニ至リシハ誠ニ遺憾ト言フ可キナリ、於是其改良ノ精神ハ滅却セスト雖モ其所作人民ノ行為ニ任セタリ、故ニ本年中礦山ニ関スル理事ト概況ヲ陳センニ、坑業者ハ烏合多数ノ事業ニシテ普通営業ニ比スレハ最モ緊束シ難キモノナリ、如斯状情有ルヲ以テ坑業上種々ノ弊害有リ、第一炭礦湧出悪水ノ為メ農業ト直接ノ苦情有ルヲ、第二採掘方法狼ナルヲ以テ互ニ境界ヲ争フヲ、第三坑業狼ナルヲ以テ奸點ノ徒其業ニ乗シ告発ニ係リ法廷に困難スルヲ、第四坑山中戸籍法ナク烏合ノ衆風俗ヲ紊スヲ、其他小弊ヲ数フレハ種々有ル可シ、以上ノ弊害屢起ルヲ以テ本年五月第三十九号ヲ以テ、借区測量・製図方法ヲ改正シ、而テ在来許可ノ分モ之レニヨラシメ検測更正ノヲ達シ、本年十一月初テ粕屋・嘉麻・穂波郡ニ着手ス、七百余坑ノ多数悉ク検測ヲ終ルハ十六年ノ半ニ及フ可シ、然レ此ノ更正相済サハ在来種々ノ苦情ヲ絶ツノ基トナル可シ、加フルニ本年八月第三十八号布告日本坑法第三章中追加石炭借区ハ壹万坪以上ニ制限セラレタルヲ以テ、坑主ニ於テハ幾分ノ不便利ト雖モ為メニ小坑業ノ弊ヲ矯メ将来畏ク便利ヲ保有ス可シ」（「福岡県勸業年報」第五回、明治十五年、四九頁）

福岡県の筑豊石炭鉱業の改良、発展を推進する姿勢に変わりはなかったと思われるが、官営大炭鉱主導による方法が断たれた以上「其所作人民ノ行為ニ任セ」ざるを得なくなった。しかしながら筑豊石炭鉱業の状況は「烏合多数ノ事業」であってその実体は把握しにくく、同時に悪水による鉱害をはじめとする多くの弊害に直面していた。ここに至って、福岡県はこれら筑豊石炭鉱業の改良をはかり、弊害を除去してその発展をはかるために、現存借区の「検測・更正」を行うこととした。これが前述の十五年の調査であった。

「之（鉱山業——引用者注）ヲ改良スルハ容易ナラスト雖モ從來ノ儘
区々ノ小坑乱堀ヲ許ス片ハ其良炭脈ヲ損害シ後患ヲ醸ス尠ナラス、
故ニ資本ヲ大ニシテ相応ノ器械ヲ設置シテ採掘ノ方法ヲ正画ナラシ
ムルニアリ、又之ヲ検測スルハ各借区ノ分界ヲ分明ニシ其乱堀ヲ防
キ、且境界争論ヲ絶ツニアリ、而テ本年ニ於テ借区坑業ヲナスノ数
ハ五百八拾一坑ニシテ、借区面積百九万四千余坪、出炭ノ量四億四
千余万斤也、就中資本ヲ大ニシテ器械ヲ設置スルモノハ、香月・目
尾・杵・津波黒・尾中ノ五炭山ニ過ギズ、従是漸次改良ニヨラント
スルモノ有リ」（「福岡県勸業年報」第六回、明治十六年、五七頁）
この「検測」は十六年六月までに終り「工部省エ上申シテ券状更正
ヲ請フニ至」（同前）った。

さらに明治十八年（一八八五）四月、福岡県は布達第三四号をもつ
て「石炭坑業人組合準則」を發布し¹⁰「本県管内ニ於テ石炭坑業ヲ営ム
モノハ一郡区人若クハ数郡区ニ於テ本則ニ基キ組合ヲ設」（同準則、第
一条）けることを命じた。これは組合の設立によって、（一）石炭採掘方
法を改良する、（二）採掘運搬に関する諸器械使用方法の改良、（三）坑夫や
運搬夫の使役法および取締方法、（四）石炭運搬の車道・運河の便、（五）石
炭販売の便、（六）組合決議に違背する者の処分といった諸点について評
決・履行させることを目的としている（同、第二条）。

この布達にもとづいて遠賀・鞍手・嘉麻・穂波・田川の五郡はそれ
ぞれ同業組合を設立したが、さらに十一月に五組合は統合されて筑前
国豊前国石炭坑業組合となった。この組合の創設に中心となって尽力
したのは、福岡県勸業課の石野寛平であった。彼の略歴書からこの間
の事情をみれば次のとおりである。

「一、明治十年秋、西南の役全く平定するに当り、余は福岡県第八大
区々長の職に転じ（御笠、那珂、席田の三郡）、即ち今筑紫郡
之なり。満一年に到らずして辞職、同十一年春郡制施行に当り、

余は福岡県に復して属官となり、同十八年十二月迄、八ヶ年間
学務衛生課に従事し、後勸業課に転じ商工務及林務を兼ね、専
ら鉱業の事を担当せり。之より先、余は本県が石炭豊富の大地
域を有するに拘らず、鉱業の制度嚴ならず、採炭方の劣悪にし
て乱堀をなし、延て炭田を荒敗せしめんとするの弊を看破した
れば、之か改良進歩を期し、炭床をして永保する必要があるを感
し、先其第一手段としては、各実業者の統一を図るを要し、同
業組合を組織することを勧誘したり。

一、明治十八年十月に到り、石炭業組合組織の成立に当りて、余は
筑豊五郡各鉱主等の懇請を容れて、其十二月県官を辞し休職と
なり組合総長の職に即けり。之より先き、余は石炭実業者は五
郡に跨れるものなるが故に、組合の中心は若松港ならざるべか
らざるを就任の条件となせし也。爾来果して之に定まり、爰に
開設せし同組合は今尚隆々として存在せり。世上石炭鉱に望み
を属するもの漸次多きを加え、鉱区取得競争の激烈となりたる
に際し、余は組合の決議を齊らし、農務省当局に交渉し、石炭
所在の地域及炭脈趨向地点・埋蔵量等の調査を行はれん事を稟
請し、農務省当局に於て之を容れ、爾来凡そ半ヶ年間に亘りて
実地調査を行はれ、函書となりて世上に存在し、石炭鉱に關す
る制令は即ち之か根本なりと見るを得べし。」

（米津三郎「筑豊石炭坑業組合初代総長石野寛平略歴書（手記）」
『エネルギー史研究ノート』No.6、一九七六年三月）

この組合の設立の目的とするところは、小坑乱立の弊害を除去して
生産・流通の基盤を整備し筑豊石炭鉱業の発展をはかるという、福岡
県の以前からの方針の線上にあったことはあきらかである。石野寛平
は乞われて初代の総長となったが、組合での彼の指導力は大きなもの
があったと思われ、初期には県の鉱業行政を体現するだけでなく、組

合にあって積極的に行政に働きかけ、むしろリードしていった面もみられる。また鉱業者側についてみれば、県属官を組合の総長に迎えたことは、その行政依存的な姿勢——県に対してその指導的役割を期待するという未熟な姿と、同時に組合内部の結束をそれによって強化しようとする姿をみる事ができよう。ちなみに、石野寛平の後第二代総長には飯塚警察署長等を歴任した龍崎中和(11)をすえている。

なお、同組合は明治二十六年(一八九三)に筑豊石炭鉱業組合と改称した。

3 石炭坑区撰定と鉱業組合の対応

坑業組合の創立から約半年経た明治十九年六月、福岡県は組合に対し訓示六〇五号によって「組合中協議ヲ遂ケ技手ヲ聘シ隣区密接ノ小坑ニアリテハ支障ナキ場所ハ可成一坑ニ合シ大坑トナシ、坑業上諸般ノ改良ヲ図リ確實ノ業ヲ相管候様致スベシ」(12)という内容を骨子とする訓示を行なった。県の意向は技術的な向上をはかるとともに、小坑の合併をすすめて鉱業規模を拡大し、安定した操業を行なわせようとするもので、これまでの方針の通りであった。

これより先、海軍はそれまで海軍予備炭田として封鎖していた唐津炭田の杵島・相知地区を明治十八年から二十二年にかけて開放する一方で、十八年十一月福岡県下一帯に増借区出願を差止め、粕屋・鞍手・嘉麻・田川の四郡三八カ村を海軍予備炭田として指定した。さらに福岡県は翌二十年二月、県下の試掘借区を差止め、その上で同年八月「炭層ノ形状ト山谷ノ形勢トニ随ヒ一ノ縦坑ニ由テ掘採シ得ヘキ区域ヲ一坑区トナス目的」をもって「炭田坑区ノ撰定ヲ稟申シ」(13)た。

坑区撰定のための調査は明治二十一年(一八八一)一月に着手されたが、坑業組合総長石野寛平は次のような上申を知事に提出した。

「石炭坑業改良拡張に關スル方針之義ニ付上申」(14)

筑豊石炭田御保護之義ニ付テハ、夙ニ御詮議中ニ有之候処、実業上ニ付テハ兼テ其筋ヨリ御勧告之次第モ有之、且該業改良拡張ノ義ハ從來本組合ニ於テモ深く感スル処ニ有之、則本組合内限坑業者ニ於テ別紙之通協議相整候ニ付、今後はヨ以テ方針トナシ、尚其時機ヲ慮リ着々実業上ニ施シ、右勧告之御旨意ニ副ヒ独自カラ其利ヲ図ルニ止ラス、尚進テ世ノ公利公益ヲ計ル可キ精神ニ有之候条、予テ御参考ニ供センカ為メ、別紙相添此段上申仕候也。

明治廿一年八月廿九日

総 長

県 知 事 宛

我輩ハ煤田ノ保存ヲ以テ主義トシ、石炭坑業ノ改良拡張ヲ企図スルモノナリ。是故ニ明治十八年坑業組合ヲ設置セシヨリ、以来或ハ組合ノ資格ヲ以テシ、或ハ各自ノ意見トシテ屢当路者ヲ煩ハシ、煤田保護ノ勿語ニ付ス可カラサルヲ論告セリ。当路者モ亦夙ニ見ラル、ノ処アリ。則我輩ノ忠告ヲ容レ本県第一部長広橋伯ノ実地巡視ヲ始メトシ、尋テ鉱山局長伊藤弥次郎氏ノ巡視トナリ、而シテ坑業区画ノ撰定アリ。以テ今日ニ及フモノハ則偶然ニアラサルヲ知ル可キ也。是我輩ノ甚タ欣喜ニ堪サル所以ナリ。然ルニ近來世上石炭ノ需要年一年ヨリ多ヲ加ヘ、価額モ亦随テ進歩シ、我輩坑業者幸福ノ時ニ遇フ。何ソ前志ヲ貫キ以テ天恩ニ報ヒサル可ケンヤ。我輩ハ誓テ此幸福ヲ推シテ邦家ノ公利実益ニ及ホサンヲ務メスンハアル可カラズ。於此乎我輩同心一致、以テ前途ノ方針ヲ定ムルヲ左ノ如シ。

一坑業百般ノ事ニ付他ノ權利ヲ侵サス、其連合スヘキハ之ヲ連合シ、独立ス可キハ独立ヲ以テ確實ナル營業ヲ為ス可シ。

一将来許可ヲ得可キ借区ノ区画ハ官ノ定メラル、処ニ基キ、其採礦計畫モ亦泰西ノ法則ニ則リ技術家ノ設計ヲ用ヒ、尚其筋ノ允認ヲ纏テ之ヲ行フ可シ。

但資本ノ準備等ハ其筋ノ命ニ從ヒ苟モ之ニ違背ス可カラス。

一從來姑息ノ採礦アルヲ厭フカ故ニ、將來新借区又ハ増借区ノ許可ヲ得ルニ至リテ、可成之ト合併連合ヲ為シ、勉メテ弥縫改良ヲ図ル可シ。

一坑業ノ改良擴張ヲ企図スルカ故ニ、新規ノ起業ヲ拒マサルノミナラス、各自其時機ニヨリ大ニ四方有力者ト相連合シテ事業ノ進歩躍盛ヲ期ス可シ。

一採礦運搬ノ便ヲ図リ、其価格ヲ廉ニシ、邦家ノ公利実益ヲ図ルヲ以テ目的トス。故ニ興業鉄道ニハ本組合内ヨリ三千株已上ノ發起人ヲ出シ、該業ノ成功ヲ期スヘシ。

一前項ノ主義ニヨリ、予テ運河港灣ノ便ヲ開カンカ為メニ応分ノ義務ヲ負担シ、鉄道ト兩立セシムル事ヲ勉ムヘシ。

一各自ノ坑業場ニ技術熟練ノ者ヲ要スルハ勿論ナリト雖モ、尚ホ筑豊坑業組合ヲ擴張シ、技術家ヲ聘シ、新規ノ設計ハ勿論從來ノ坑業ヲ改良シ、事業ノ監督ヲ委嘱ス可シ。

これは基本的には先の十九年六月の訓示六〇五号に対する坑業組合の回答であった。同時に組合の定めた方針の各項目についてみれば、十八年の「石炭坑業人組合準則」に準拠したものであった。しかしながら、この上甲で注目すべきことは、筑豊における石炭坑区の撰定が石野総長の「忠告ヲ容レ」たものであったということ、すなわち農商務省に対する福岡県の稟申の出発点は県当局ではなく、坑業組合側にあったということである。この事情は次の記事にも同様に述べられている。

「煤田の得失ハ実ニ国家の經濟に關シ其利害は事業の興廢に關係あるに因リ將來小坑区を許さず其保護監督の嚴ならんを希望し、或ハ県庁に建議し或ハ農商務省に出頭し書面に口頭に懇切申談すると數回、該書面写は皆取締所に官に於ても已に見らるゝ処あり、廿年中保存するを以て略す」

本県庁一部長広橋伯炭坑巡視あり、続て廿一年一月伊藤鉦山局長鉦山技師を伴ひて炭坑巡視あるに至れり

同年三月鉦山局長枝名出張あり甫めて坑区撰定の着手あり、延て今日に至れり」(「筑豊坑業組合―石炭坑業改良沿革の事」『日本

鉦業会誌』第五三三、明治二二年七月二七日、四三三―四三四頁)

坑業組合が坑区撰定に積極的に対応して推進しようとしていたことは次の臨時会議案の交際費ならびに役員旅費の増額にもあらわれているといえよう。また総長上京中の交際費として「重立坑主ヨリ」五百円を組合は借用している。

「臨時會議案

一金七百五十円 増額費

内訳

金五百円 交際費増額

「交際費予算昨年通常会ニ於テ百五十拾円ノ決議ナリシモ、坑区撰定ニ付テハ技手長ニ巡回滞在、或ハ坑業ノ振起ニ從ヒ諸官吏巡坑、本県長次官往復、或ハ総長及ヒ重立坑主出福中ノ交際費等予想外ニ相層シ、既ニ是迄支消セシ金員四百五十拾円余、尚十二月ヨリ廿二年三月迄四ヶ月分ノ交際費百六十拾円ト仮定シ該金額ヲ要スヘキ見込也。」

金式百五十拾円 役員旅費増額

「諸役員旅費昨年通常会ニ於テ三百円ノ予算ナリシモ、前項説明ニ於ルカ如ク頭官送迎、技手随行等意外ノ旅費ヲ要シ、加フルニ総長上京費等モ此項ヨリ支出シ、既ニ四百五十拾円余ヲ支消セリ。今後四ヶ月間ノ旅費百円ト見做シ、該金額ヲ要スヘキ見込也。」

明治二十一年十月一日、告示第六十六号をもって福岡県知事より最

初の八坑区の撰定が告示され出願を差許された。

「告示第六十六号

本県下炭田之内、今般左之箇所坑区撰定相成候ニ付、該区域ニ掘り借区・試堀共出願差許ス。

但、函面並出願手續キハ所轄郡区役所ニ就キ承合スヘシ。

明治廿一年十月一日

福岡県知事 安場保和

田川郡 赤池村・金田村・神崎村ニ係ル区

鞍手郡 植木村・下新入村・中山村ニ係ル区

同郡 長井鶴村区

同郡 上大隈村・磯光村・宮田村ニ係ル区

同郡 鶴田村・磯光村ニ係ル区

穂波郡 相田村・川津村・中村・幸袋村・庄司村・伊岐須村ニ係ル区

同郡 潤野村・花瀬村・横田村・伊岐須村ニ係ル区

嘉麻郡 鯉田村・佐与村・有井村ニ係ル区

以上八ヶ所

つづいて郡長から各戸長宛に撰定坑区出願の手續について達が出された。

「甲第二十九号

各戸長

本県下炭田ノ内、今般告示第六十六号ヲ以テ坑区選定借区試堀共願差許サレ候条、出願者有之候ハ、左ノ心得ヲ以テ可取扱旨、其筋ヨリ訓令アリ。

一 選定坑区ハ之ヲ分裂シテ許可セラレサル筈ニ付、若シ其坑区ニ旧借区ニケ所以上アリ、又ハ二名以上各別ニ出願スルキハ、出願者ヲ合併若クハ譲受譲渡等協議ヲナシメ一坑区毎ニ一纏メトナシ出願セシムルヲ要ス。

一出願者身代ノ如何ハ将来營業上ニ關係スル少ナカラサル義ニ付、出

願者ノ身代ハ明治十八年甲第四十一号達ニ依リ厳密ニ取調ヲナシ差出スベシ。

一出願者アルキ其出願坑区ノ函面(略ス)并別紙手續書ヲ示スベシ。
明治二十一年十月六日

嘉麻穂波郡長 久野寂也

石炭借区選定出願手續

第一 石炭借区選定地新借区増借区願書式並ニ進達手續ハ従前ノ通トス。

第二 地主若クハ村民惣代承諾書ハ従前ノ通り添付スルヲ要スト雖、無謂事故申立之レヲ拒ム等ノ事アル時ハ、其理由ヲ詳記シタル書面ヲ願ニ添エ差出サシムベシ。

第三 函面調製方ハ明治十六年工部省第四号達ニ拠リ、方位・間数・地目色分ヲ為シ、官民地ノ区別・山脈の模様ヲ画キ、図形ハ三千分ノ一ニ縮図スベシ。

第四 新借区函面肩書ハ県・国・郡・村ヲ記シ、字ハ何々外幾字ト記ス可シ。其区域内ニ他人ノ借区ヲ包含シ、而シテ借区主承諾連署スル者ハ総坪数ヲ記シ、内訳ニ他借区及本願ノ坪数ヲ区別ス可シ。万々一他借区主不承諾ニテ連署セサル時ハ、成規ノ通り十間ノ距離ヲ隔テ、其間地并ニ他借区ノ坪数ヲ内訳ニ区別スルヲ要ス。尤官民地并村字等ノ内訳ハ区別スルニ及ハズ。

第五 増借区函面肩書ハ前同様ニ総坪数ヲ記シ、旧借区ト増借区ト内訳ニ区別スベシ。

第六 新規並増借区出願共選定区域ニ掘り出願シ、之ヲ増減分断ス可ラズ。

第七 借区并増坪出願人ニ於テ成規ノ通り差出ス可キ起業目論見書等ハ確實精密ナルヲ要ス。而シテ願書類調査ノ上適當ト見認ムル

モノハ右計画ノ通り許可後ニ至リ聊変更致間敷、若シ実行シ能ハサル場合ニ於テハ借区返上可致云々ノ受書ヲ差出サシムベシ。」

撰定坑区に対する新借区・増借区あるいはその進達の手続については従来通りであった。しかし撰定坑区の中に旧借区が二カ所以上あり、または同一坑区を二名以上が各々出願した場合は、戸長の元で調整して一つに纏めるようにされている。また村民惣代承諾書は従来通り添付することにはいるが、「無謂事故申立」て拒否する場合はその理由書を添付することになっている。これは借区許可の要件からいゆる人民承諾の必要性が後退していることを示している。大坑区撰定の実効をあげるためにも借区に対する出願を阻害する要因を少なくしようとしていることがうかがえる。

二十一年十二月、先に告示された八坑区のうち五坑区について借区が許可された。

「 福岡県下の炭礦借区

余輩は嚮に満地皆炭礦なるへき福岡県下の資本家達か一向に鉱業に注目せず、其注目し初めたる時は其最良の部分殆ど海軍省の占領する後なりき、爾後礦業の熱心家か同省に向て借区若くは払下を請願する事に尽力し居る由を聞き、既往の夢も或は追ふへき歎の感を生じて其頃の雜誌上に聞くが儘に掲載し置き、尚ほ其後の成行きに注目し居たるに、此最近週間頃より東京大阪の頭株連に漸く借受の競争を惹起し、殆ど当年の暮の一問題となり各其筋の人々を叩きて密々請ふ所ある趣も相聞へたれば、此際同地方の資本家の運動如何を聞かまく思ひたるに、此程其筋より撰定されたる坑区坪数及借区人は左の如しとなり

坑 区	坪 数
穂波郡潤野村外八 個村に係る	八三七、三三七・二四 大坂府広岡信五郎

嘉穂郡 鯉田村外二ヶ村に係る	四八四、九一二・五〇	嘉麻郡 麻生 太吉
鞍手郡 鶴田村外一個村に係る	二二八、八六七・五〇	鞍手郡 香川新太郎
同 郡 大隈村外二個村に係る	四四八、八五七・五〇	同 郡 貴島 太助
同 郡 長井鶴村外八村に係る	二一三、五九七・五〇	同 郡 荻本 喜三

是に由て觀る時は五坑区中の四個は其土地の資本家の手に落ちたるは余輩の甚た喜ぶ所なり、然れ共当県下の炭坑は独り是等の二三郡に止まらずして豊前・筑前の国境なる遠賀・田川の両郡の山奥には数多の前者に勝れる豊坑あり、唯前者は交通運輸の便利あるより第一着便の地となりしも、石炭の需要益多く価値益騰貴しつゝある折柄なれば後者に於ける競争も亦遠きに非ざるへし、既に兼併流行の時節なれば当地土着の資本家ハ他の大都会の一二大頭連が官迎の意氣を藉りて襲ひ来るへき虚勢を蹴返す工夫無かる可らず」

（『東京経済雑誌』四五一号、明治二十二年二月二十九日、八六四頁）
自由主義経済を標榜する『東京経済雑誌』は撰定坑区の地元資本家による獲得を希望していたことを見ることができよう。ところでこれより先、十二月十一日に坑業組合総長石野寛平は、農商務省鉱山局の山際永吾から次のような電報を受けている。

「アサウ。カイジマ。カツキ。ノ子ガイ。スンダ。シラセヨ。」
結局明治二十二年末までに三四坑区が撰定された（別表参照）。しかし筑豊における石炭撰定坑区の生みの親ともいえる石野寛平は、坑区の撰定が進むにつれてその拡大に危惧をもってきた。

「 煤田保護之義ニ付建白

某謹テ農商務大臣伯爵井上馨公閣下ニ白ス。凡ソ国家ニ潰隆消長ノ別アル所以ノモノハ、一ニ経済ノ得失ニ因由セスンハアル可カラズ。

某窃ニ惟ルニ、我カ国王政制新以来百事皇張、其制度ノ備レル、其文物ノ美ナル、某カ敬服スル処ナリト雖氏、之ヲ内ニ顧ルキハ其備ハレリトスルモノ、未ダ必スシモ備レリト云フ可カラス、其美ナリトスルモノ未ダ必スシモ美ナラズ。蓋シ日本坑法ノ如キ是ナリ。抑鉱物ノ地中ニ含有スル、設バ人體ニ腦漿アルカ如シ。之ヲ用ヒテ以テ車ヲ造ル可シ、之ヲ用ヒテ以テ船ヲ行ル可シ。其他凡ソ社会ノ運行活動ス可キノ事、豈鉱物ノ効用ニ由ラザルヲ得ンヤ。夫然リ然ラハ此鉱物ヲ保護スルモ、亦人体ノ腦漿ニ於ケルカ如クナラズンバアル可カラス。然ルニ現行日本坑法ナルモノ八十數年来前ノ制法ニシテ、今日ニ於テ實際ニ適用ス可カラザルノ条項少シトセズ。故ヲ以テ当路者已ニ之ヲ蔑如シ、人民モ亦措テ顧ミザルガ如キ傾向アリ。隨テ或ル部分ニ於テハ鉱物ハ濫採蹂躪ニ属シ、其腦漿タルノ効用ヲモ殆ント暴殄セントスルノ勢ヒアルハ閣下ノ夙ニ熟知セラル、処ナル可シ。今ニシテ此弊害ヲ予防セザルハ殖産興業ノ成長ニ妨碍シ所謂国家經濟ヲ蹂躪スルニ到ルヤ知ル可キノミ。夫此弊ヲ予防スルハ他ナシ、日本坑法ヲ改正シテ成可ク之ヲ嚴肅ニシ、渾テ其暴掘乱採ヲ禁シ、犯スモノハ其輕重ニ由テ之を罰スルノミナラス、復其營業ヲ為スヲ得ザラシムベシ。但其条項細目ニ到リテハ某愚昧固ヨリ及フ所ニアラズト雖モ、某嘗テ筑豊二国石炭坑業組合ヲ設置スルニ当リテ其總長ニ撰挙セラレ、爾来職ニアルト慈ニ三年、夙ニ石炭坑業ノ不振ヲ慨キ、本県庁及ヒ鉱山局ノ機関トナリ、該業ノ改良皇張ヲ謀リ、今ヤ將ニ其目的ヲ達セントスルノ時運ニ会セリ。果シテ今日ノ勢ヲ以テ三五年ヲ仮サバ、漸次歩ヲ進テ泰西ノ坑業ニモ愧ナキニ到ルハ期シテ俟ツ可シト雖氏、若シ不幸ニシテ反對ニ出、坑業經濟ヲシテ一變セシムルニ至ラバ、当業者ハ失敗倒産ノ不幸ニ陥リ、其極ハ煤田ヲ潰亡ニ属セシメンノミ、夫此ノ如キ恐ル可ク厭フ可キノ境遇ニ際会セシムルト否ラザルトハ閣下ノ方寸ニ存セリ。抑石炭

ハ他ノ物貨ト其趣ヲ異ニシ、其用ヲ同フセザルカ故ニ需給ノ度相平衡セザルキハ其価位ノ高低甚シク、且ツ其容積多キ物品ナルカ故ニ之ヲ貯蔵スルモノ亦甚タ困難ナリトス。之ニ加フルニ該業ハ排水等ノ關係アリテ一旦其業ヲ始ムレバ、假令損失アリトモ容易ニ中止スルヲ得ザルヲ常トス。是近ク十五年ヨリ十八年ニ至ル三ケ年間、石炭ノ供給其度ニ超過シ、隨テ其價格下落ノ時ニ於テ実験セシ処ナリ。當時此困難ニ遭遇セシタメ敗ヲ坑業ニ取ルモノ多ク、遂ニ貴重ノ煤田ヲ遺滅ニ属セシメタルモノ一ニシテ足ラズ。方今石炭ノ商況少シク騰貴セシニ眩シ、望ヲ石炭坑業ニ属スルモノ陸続タリト雖氏、若夫遠ク將來ヲ慮ラバ、他日競争供倒レノ禍ニ免カル可カラザルヲ知ラン。何トナレバ歐米諸州ノ大得意先ナル濠洲ニ於テ坑夫ノ徒党アリテ全州石炭坑業ヲ中止セシニヨリ、本邦ノ輸出ヲ増加シタリト雖モ、是則一時ノ出来事ニシテ、僥倖ニ過ギズ。今ヤ全ク平定ニ皈シ益供給ヲ務ムト云ヒ、又支那東京坑ハ歐人ノ計畫ニ係リ目下工事ニ致々タリ。内ハ三池坑ノ新ニ民業ニ皈シ、益皇張ヲ試ミザルヲ得ス。高島坑ハ已ニ老山ニ属スト雖氏、尚六ケ年乃至八ケ年ノ營業ヲナスヲ得可シ。其他中ノ島・端島・松島ノ計畫アリ。我カ筑豊二国間ノ坑業モ亦目下開坑セシモノ及ヒ方ニ開坑セントスルノ大坑区併せて三十有余。是皆成工ニ至レバ月ニ三千噸乃至五千噸ヲ出ス可キノ計畫ニシテ、其他ノ小坑区ハ枚挙ス可カラス。或人ノ調査ニ由レバ、内国ノ需用ハ凡ソ八九拾萬噸ニ過ギズト。果シテ然ラバ我筑豊二国ノ間ニ於テ目下開坑シ、又ハ開坑セントシテ準備中ニアルモノニシテ内国ノ需用ニ供シテ尚ホ余裕アルノ割合ナリ。若夫目下ノ形勢ヲ以テ之ヲ算出シ、三池坑ヲ四拾萬噸トシ、高島坑ヲ三拾萬噸、中ノ島・松島・端島ヲ合せて三拾萬噸、唐津・平戸・多久等ヲ合シテ三拾萬噸、幌内其他各地合テ式拾萬噸トスルキハ、筑豊二国ヲ除キ尚ホ百五十拾萬噸ナリトス。是支那上海・香港其他本邦ヨリ輸送ス可キ外国

諸港ノ需要一切之ヲ引受ケ得可キ数量ニアラズヤ。今此多量ノ石炭ヲシテ悉ク其用ヲサシメントスルハ、濠洲及ヒ英米支那地方ノ坑業ヲ圧倒セズンバアル可カラズ。抑石炭ニハ品質ノ良否・採鉱ノ得失・運搬ノ利不利アリ。豈等間彼等ト競争ヲナス可ケンヤ。然ルト雖人民ニ在テハ其坑区ヲ得ルニ扱々タリ。永遠ノ利害ヲ慮ルニ違マアラザルモ亦宜ナリ。論シテ此ニ至レバ、国家経済上ニ於テ政府ノ忽セニセラル可カラザルノ責任アル事分明ナリ。某嘗之ヲ聞ク、曩ニ榎本公ノ農商務大臣タリシハ、筑豊地方煤田ノ中其幾分ヲ残シテ借区ヲ許サレザルトニ決定セラレタリト。某當時窃カニ其所措ノ時宣ニ適セルニ口援セリ。蓋シ其坑区ノ広漠ナル、他日大坑ノ興ル可キ地ナルヲ以テ緻密ナル調査ヲ行ハル、ニアリト雖モ、恐ラクバ需給ノ平準ヲ失ヒ、国家ノ経済ニ影響センコトヲ慮カラレンニアルコト又疑ヲ容レズ。然ルニ方今借区ヲ冀望スル者輩出シ、百方力ヲ尽シテ人民ヲ誘導シ、或ハ当路ニ依頼シテ其氣配至ラザル処ナシ。若夫一時ノ事情ニ拘泥シ、煤田ヲ挙テ其冀望者ニ分与セラレンニハ、俱ニ倒産ノ苦境ニ陥リ、煤田ハ已ニ蹂躪ニ属シ、其影響ハ延テ百般ノ事業ニ及ヒ、臍ヲ喫ムモ飯ホ及ハザルニ至ルハ昭々トシテ明カナリ。閣下冀クハ榎本公ノ曩ニ決セラレタル借区制限ノ旨趣ヲ繼承シテ苟クモ変更セラレザラン事ヲ。某俯シテ惟レハ、閣下ハ維新ノ元勳、国家ノ柱石タリ。而シテ能ク経済ノ才ニ富ミ、殊ニ厚ク殖産興業ヲ奨励セラル、豈ニ斯ノ如ク貴重ナル煤田ノ保護ヲ忽ニス可カラザルヲ知ラセラレザランヤ。閣下ノ神算アルハ某カ信ヲ置ク所ナリト雖モ、某煤田ノ保存ニ杞憂ヲ懷ク一朝一夕ノ事ニアラズ、故ヲ以テ忌諱ヲ憚ラザルノ罪ヲ顧ルニ違マアラス敢テ建言ス。閣下冀クハ某ノ愚誠ヲ容レ、国家ノ為メニ慮リタマハムコトヲ。誠恐誠惶、頓首再拜

筑豊石炭坑業組合総長

明治二十一年十二月六日

石野寛平

農商務大臣伯爵 井上馨 閣下
長文の建白書であるが、手短かに要約すればその要点は以下のよう
なものである。

現行の日本坑法は現実には即応せず鉱業上の弊害を予防できなくなっているのを改正して嚴重な運用が必要である。自分はこれまで石炭鉱業の改良に力をそそいできたが、石炭鉱業の将来については不安をもっている。それは石炭の価格の変動がはなはだしいためであり、需給の平衡が必要ではあるが、石炭鉱業の性質上供給側にその弾力性が無い。明治十五年から十八年の不況を経て現在好転しているものの、現在の輸出増加は濠洲でのストライキによる一時的なものでしかない。国内の生産状況を分析しても供給過剰の様相にある。これを打破するには海外炭を圧倒せねばならないが、海外における競争力も不安である。ところが人民は坑区の獲得に汲々として永遠の利害を考えない。これを考える責任は政府にある。榎本武暢公が農商務大臣の時は筑豊地方のうちいくらかは借区を許可しないと聞いていた。一時の事情で借区を開放すると後にホゾを喫むことになる。よって榎本公の借区制限の旨趣を継承してほしい、というものであった。

大坑区の撰定がすすむなかで、ともすれば供給過剰になりがちな当時の状況を分析して筑豊におけるさらなる鉱業基盤の拡大に反対したのであった。この資料のみでは断言できないが、当時まだ封鎖されていた田川地区の海軍予備炭田の解鎖と坑区撰定の動きをにらんでの石野の建白であったとも思われる。しかし二十二年末までに三四坑区が撰定された。

注(1)もつとも廃藩置県後の初期にはかなりの混乱もみられたようである。たとえば貝島嘉蔵は次のように回顧している。

「炭坑は初めは借区の制度なく、明治六年七月、日本坑法の発布となり成文法を見るに至った。此頃長兄は今の三菱新入坑所在地

新入村字八龍に借区願をした所が、福岡県庁の役人田中龍蔵氏が出張せられ、一体借区願は如何なる風に願出づるものによ、と役人側より却て質問を受け、兄が説明して役人側がさうかさうかと云なづくともふが如き調子であつたと聞いて居る。」（「思ひ出づるまゝ」『石炭時報』第二巻八号、昭和二年八月、三一頁）。

(2) 高野江基太郎『筑豊炭礦誌』七頁。

(3) 同前、八頁。

(4) 明治十六年『鉱山借区一覧表』および明治十九年『鉱山借区一覧表』による。

(5) 「田川探炭会社設立の前後」『石炭時報』第三巻三号、昭和三年三月、三七頁。なお、これは明治二十年頃の事を語っており、文中内務省とあるのは農商務省の誤りであろう。

(6) 隅谷前掲書、二八一頁。

(7) この源流は明治四年四月の太政官布告第一七三号で、「鉱山開採ノ儀願出度輩ハ其地方官ニ於テ身元取調……」とあることによつたとと思われる。

(8) また安川敬一郎は、その「懐旧談」のなかで、「県では新入辺の鉱区を調査するために三池の技師ポッター氏を連れて来てボーリングをやつたりした、其費用は炭礦調査の名義で県費を支出したのだが役人が更迭して会計の引継ぎとなると後から来た役人が之は不当支出だと云つてどうしても承知せず問題になつたことがある。併し当時の役人は仲々炭礦事業に身を入れたものである。」（「昔日話断片」同前、第三巻、六号、昭和三年六月、四五頁）と述べている。ただ団が述べているように、福岡県自体が県営で炭坑を経営するつもりではなかつたかどうかは判然としない。

(9) ポッターは明治十一年、福岡県の要請により筑豊の炭田を調査している。この時の報告書は『三池鉱山年報』（福岡県史 近代史料編、一二八〜一三〇頁）に収められている。また新入地域での試験およびその後の経緯については『直方市史』補巻、石炭鉱業篇六三頁以下を参照されたい。

(10) 同準則については、『筑豊石炭鉱業会五十年史』一〇〇〜一二頁、および『日本鉱業会誌』第二号、明治十八年四月、一四二〜一四六頁に掲載されている。

(11) 龍崎中和については、拙稿「筑豊石炭鉱業組合第二代総長龍崎中和とその資料」（『西南地域史研究』第三輯所収）を参照。

(12) 『筑豊石炭鉱業会五十年史』二〇頁。

(13) 『農商務省第八回報告』（明治二十一年）。

(14) 「明治廿一年分 必要書類留」（麻生家文書）、以下特にことわらないかぎり、同資料からの引用である。

(15) 坑業組合より麻生太吉宛の着炭高と課金取立高報告書による。

(16) この表は『日本鉱業会誌』第六巻五九号によつて調製したが、第八回および第九回の「農商務省報告」では6、16、17、18、26、27、の番号に該当する坑区が見出せない。また植木坑区は15の他に三二万余坪の撰定が前年に行なわれているなど判然としないところもあり、今後検討を要する。

四、むすびにかえて

これまで、筑豊における石炭坑区撰定の背景とその経緯を概観するとともに、本稿冒頭で指摘していたいくつかの点についてみてきた。しかし筑豊における石炭坑区の撰定をみる上で残された点も多い。ここではむすびにかえて、そのいくつかを指摘しておく。

筑豊炭田における撰定坑区は一五〇〇万坪にも及ぶ規模となり、筑豊における鉱区面積を一〇倍近く拡大した。しかもこれは単に鉱区面積を拡大しただけでなく、筑豊における石炭鉱業の鉱業規模そのものをも拡大し発展させる契機となるものであった。しかしこの契機を得ることができたのは、その地域に密着したものか、あるいは炭坑開発あるいは炭坑経営にかなりの経験、蓄積を有するものか、またはすぐれて資金力に富むものを中心となっていた。これらの個々の借区者の

性格をとらえ、その類型をあきらかにする必要がある。

撰定された坑区がどのような過程を経てそれぞれの借区者に許可されたものか判然としない点も多い。松本健次郎は「従来よりその地域の一部分に起業していた縁故のある鉱業者に、資力の程度をも併せ認定して更に鉱業権を許可する方針だったのである」（『松本健次郎懐旧談』三六頁）と述べている。これは「大鉱区の選定が中小鉱区の様性において推し進められ」（隅谷前掲書、二三四頁）たといわれるなかで、旧借区者の優位を起想させるが、最初に許可を受けた貝島・麻生・香月といった地元有力鉱業者の撰定坑区と、後々まで粉糾した田川地区の坑区とはかなり様相が異なっている。さらにこれは坑区の設定そのものが、単に自然的条件でのみ行なわれたのでなく、その地域に核となり得る鉱業者の存在をすでに前提として設定されていたのではないかという推論もでてくる。そのほか、撰定坑区の後の変遷をもみる必要もあろう。

このような諸点を、個々の借区について実証的に考察するなかで、筑豊石炭鉱業の明治二十年前後の状況があきらかにされていくことと思われる。

付記 本稿は昭和五六―五七年度文部省科学研究費（総合研究A）

「九州における石炭礦業資本の形成とその農村的背景」の
分担研究の成果の一部である。

（八頁より）

頃同坑口をさる三五〇間位の場所において採炭をおえ、昇る途中捲上炭車に飛び乗らんとして墜落し頭部に重傷を負ひたるが、附近の者駆けつけ治りようを加へたるも、生命おぼつかなくなるべしと。

大正三年十月二十一日 出征軍人家族救助

東松浦郡北波多村芳谷炭坑納屋大塚彌六氏は出征軍人家族なるが、生計極貧者なるより隣祐同情者相図り扶助の目的を以て毎月二回五〇銭掛の頼母講を仕立て初回三八名分金十九円を贈与したるが次回より終了迄同家族には掛金をなさしめざる事とせり。

大正三年十月二十八日 重要炭山出額 一四〇〇万斤の増加

福岡鉱務署管内九州山口各県下に於る九月中の重要炭山産出額は、一、九五四、七五五、六〇二斤にして、前月に比し一三九、六五〇、三八七斤の激増を示せり、各県別について見るに長崎県が減少せるのみにして各県何れも増加を示し居れるが、従来連月減少を示せるに九月に至り俄に斯くの如き増加を示せるは従来の減少の原因なりし炭界不況の趨勢が一変せるやに思はれざるに非ざるも事實は八月中の激減が益節期の為めに稼業日数を減じたる結果にして九月は其の坑夫の稼業日数が復旧したる事主因にして又漸く石炭需要期に入りつつある事も証するものなるべし、今本県の分を炭山別に示せば左の如し。

芳 谷	七二、四四七、九六六
岩 屋	二〇、一六一、〇六〇
杵島二坑	二九、六八五、二三〇
相 知	五〇、八八五、五三七
杵 島	六、七九六、三〇〇
久 原	一三、四四〇、三〇〇

（六五頁へ続く）